**元秋田銀行阿仁合支店社員用住宅の譲渡対象者募集要項**

1. 目的

この要項は、本市の移住・定住促進及び地域活性化に資するため、本市が所有する元秋田銀行阿仁合支店社員用住宅の譲渡対象者の募集に関する事項を定めるものである。

1. 対象物件（土地及び建物）

物件１所在地：秋田県北秋田市阿仁銀山字下新町８番地　　　（旧Ｂ棟）

用地面積：３６２.８３㎡

建物面積：１２４.２１㎡

構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

建築年月日：平成５年１月２９日

物件２所在地：秋田県北秋田市阿仁銀山字上新町６４番地２　（旧Ｃ棟）

用地面積：３６５.８１㎡

建物面積：　９８.６６㎡

構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

建築年月日：昭和５３年９月

（固定資産評価額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 住所 | 固定資産評価額(円) |
| 家屋 | 土地 | 合計 |
| 物件１ | 阿仁銀山字下新町8番地 | 1,377,025 | 1,097,197 | 2,474,222 |
| 物件２ | 阿仁銀山字上新町64番地2 | 757,823 | 1,183,029 | 1,940,852 |

※間取りや設備等の詳細は、別紙「対象物件の詳細について」のとおり

1. 利用用途

本市への移住定住、または新規事業展開や地域活性化等に寄与する用途に対して譲渡することができる。

　ただし、次に該当する場合は譲渡できない。

1. 公序良俗に反するもの、その他社会通念上不適切であるもの
2. 産業廃棄物置場や振動、騒音、悪臭等の管理上又は環境保全上不適切であるもの
3. その他譲渡を行うにあたり、ふさわしくないと認められるもの
4. 応募資格

応募資格は、次の（１）のいずれかに該当する者とし、かつ（２）のすべてに該当する

者とする。

（１）次のいずれかに該当する者

1. 令和３年度以降に北秋田市に移住した者、または令和４年度中に北秋田市に移住を予定している者
2. 新規事業展開や地域活性化等に寄与する用途で、対象物件を利用する者

（２）上記該当者のうち、次のすべてに該当する者

1. これまでに本対象物件の譲受申込をしたことがない方
2. 譲渡予定者全員が北秋田市内に家屋を所有していないこと
3. 市区町村税に滞納がない者
4. 町内会等の地域活動に積極的に取り組むことができる者
5. 反社会的勢力等ではなく、若しくはそれらと密接な関係にない者
6. 申込等

（１）募集期間

令和４年６月１日（水）～令和４年７月31日（日）

（２）申込方法

元秋田銀行阿仁合支店社員用住宅の譲受申込書（様式第１号）に必要事項を記入の上、

次の書類を添えて令和４年７月31日（日）までに持参または郵送（必着）で提出するものとする。

ア　誓約書（様式第２号）

イ　住民票謄本（世帯員全員）

ウ　納税証明書、または非課税証明書

エ　北秋田市移住希望登録フォーム（すでに北秋田市民の場合は不要）

※新規事業展開や地域活性化等に寄与する目的で利用する者については、次のオ～クの書類も併せて提出すること

オ　利用計画書（任意様式）

　カ　収支計画書（任意様式）

　キ　法人登記事項証明書（全部事項）

　ク　決算書または確定申告書の写し（直近２年分）

ケ　その他市長が必要と認める書類

（３）物件内覧

　　住宅の内覧は、募集期間で受付けするものとする。

（４）申込・内覧受付場所・問い合わせ先

北秋田市総合政策課　移住・定住支援室（北秋田市役所本庁舎２階）

〒018-3392　秋田県北秋田市花園町19番１号

TEL 0186-62-8002 / E-mail iju@city.kitaakita.akita.jp

６.審査会

（１）審査会

申込者の対象物件への譲渡決定に関する審査を行うため、元秋田銀行阿仁合支店社員

用住宅入譲渡対象者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（２）審査委員

審査委員は、副市長（委員長）、総務部長、総合政策課長、外部委員（秋田銀行鷹巣支

店長兼阿仁合支店長）をもって構成する。

７.申込者の審査等

（１）申込者の審査は、１次選考として書類審査を行い、審査結果は申込者全員に通知する。

（２）１次選考の合格者は、面接（オンライン可）による２次選考を行う。２次選考の日時及び場所は１次選考の結果とともに通知する。２次選考では、面接により採点を行い、点数の高い者から順に譲渡希望物件を内定する。２次選考の審査結果は、申込者全員に通知する。

（３）申込者は、審査過程及び審査結果に対して不服や異議等の申し立てを行わないことを予め承諾すること。

８.譲渡について

（１）契約

　　譲受人予定者は、契約書（記名押印したもの）及び契約に必要な書類（印鑑証明書及び

　収入印紙等）を提出するものとする。なお、契約締結日は議会の議決を経た日に決定する。

（２）引渡し等

　現状での引渡しを行い、引渡し後の公租公課は譲受人の負担とする。

（３）所有権移転登記

　譲渡物件の所有権は、契約締結した日に移転する。その後の所有権移転登記の手続きや

それに係る一切の費用は、譲受人の負担とする。

（４）譲渡制限

　譲渡契約を締結してから５年未満は、相続による場合を除き、本市の承諾を得ずに譲受

人が第三者へ譲渡することはできない。

９.契約の解除

　市長は、譲受人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除し対象物件の土地及び建物の原状回復と返還を命ずることができる。

1. 虚偽の申込みその他不正な行為により対象物件を譲り受けたと認められるとき
2. 譲受人が譲渡契約の締結日から５年未満に、本市の承諾を得ずに第三者へ譲渡したとき
3. その他市長が不適当と認めたとき

10.スケジュール（予定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日　　　　程 | 項　　　　目 | 備　　考 |
| ６月１日（水）～７月31日（日） | 申込受付期間 | 随時内覧受付 |
| ８月４日（木） | １次選考結果、２次選考日時通知 |  |
| ８月12日（金）～８月18日（木） | ２次選考（面接）実施 | オンライン可 |
| ８月22日（月） | ２次選考結果、譲渡物件内定通知 |  |
| 10月上旬 | ９月議会最終日（譲受人の決定） |  |
| 10月中旬～下旬 | 契約締結、所有権移転登記 |  |
| 11月以降 | 譲渡案内 |  |

様式第１号

元秋田銀行阿仁合支店社員用住宅の譲受申込書

令和　　年　　月　　日

北秋田市長　津谷　永光　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

連絡先

元秋田銀行阿仁合支店社員用住宅を譲受けしたく、下記のとおり申込みします。

なお、この申込みに関して、北秋田市が入居者予定者の住民登録情報及び固定資産情報等の必要な情報について照会することに同意します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申込物件 | 第一希望 | 　　 棟 | 北秋田市 |
| 第二希望 | 　　 棟 | 北秋田市 |
| 応募動機 |  |
| 入居予定者 | 1 | 氏名　　　　　　 　 |  | 年齢 | 　 　歳 | 続柄 |  | 職業 |  |
| 2 | 氏名　　　　　　 　 |  | 年齢 | 　 　歳 | 続柄 |  | 職業 |  |
| 3 | 氏名　　　　　　 　 |  | 年齢 | 　 　歳 | 続柄 |  | 職業 |  |
| 4 | 氏名　　　　　　 　 |  | 年齢 | 　 　歳 | 続柄 |  | 職業 |  |

＜添付資料＞

ア　誓約書（様式第２号）

イ　住民票謄本（世帯員全員）

ウ　納税証明書、または非課税証明書

エ　北秋田市移住希望登録フォーム（すでに北秋田市民の場合は不要）

※新規事業展開や地域活性化等に寄与する目的で利用する者については、次のオ～クの書類も併せて提出すること

オ　利用計画書（任意様式）

　カ　収支計画書（任意様式）

　キ　法人登記事項証明書（全部事項）

　ク　決算書または確定申告書の写し（直近２年分）

　ケ　その他市長が必要と認める書類

様式第２号

誓約書

令和　　年　　月　　日

北秋田市長　津谷　永光　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連絡先

私及び入居予定者は、元秋田銀行阿仁合支店社員用住宅の譲受けにあたり、下記の項目について誓約します。

記

1. 町内会等の地域活動に積極的に取り組むことができます
2. 反社会的勢力等、若しくはそれらと密接な関係ではありません

反社会的勢力とは、次に該当するものをいう。

（1）暴力団：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（2）暴力団員：法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（3）暴力団準構成員：暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

（4）暴力団関係企業：暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

（5）総会屋等：総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

（6）社会運動等標ぼうゴロ：社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

（7）特殊知能暴力集団等：暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。